令和８年度
滋賀県「家族ふれあいウィーク」

～かけがえのない家族との時間を大切にしませんか～



実施期間：11月8日(日)～11月21日(土)
※11月15日(日)は家族ふれあいサンデー

「家族ふれあいウィーク」とは？

こども家庭庁では、こどもや家庭を社会全体で支える大切さ等について理解を深めてもらうため11月第3日曜日を「家族の日」、その前後一週間を「家族の週間」と定めています。

滋賀県では、この大切な期間を「家族のふれあいウィーク」として社会全体で家庭を支える機運を高め、より多くの家庭に、家族と一緒に過ごす機会を提供します。

①家庭教育啓発ポスター

・啓発ポスターを作成し、県内に周知します！
・家庭教育についてみんなで考えるきっかけづくりを推進します！



令和7年度作成

② 県立5施設の取組

◆琵琶湖博物館　◆美術館
◆醒井養鱒場　◆安土城考古博物館
◆陶芸の森陶芸館

・これらの施設のイベントや企画をお知らせします！
・家族みんなでのお出かけにぴったりな内容が盛りだくさんです！



※11/15(日)は家族ふれあいサンデー

③ 県内市町の取組

・県内市町のイベントや企画をお知らせします！
・他市町の取組もぜひチェックしてみてください！



④「しがふぁみ」締結企業の取組

※しがふぁみとは
→滋賀県家庭教育協力企業協定制度
家庭の教育力向上に向けた職場づくりに

・締結企業のイベントや企画をお知らせします！
・企業ならではの取組を、ぜひチェックしてみてください！

しがふぁみ
～滋賀県家庭教育協力企業協定制度～

家族みんなで、この特別な期間を楽しみ、たくさんの思い出をつくりましょう！

詳しいイベント情報は WEB で今すぐチェック！
滋賀県学習情報提供システム「におねっと」特設ページ



【問合せ先】
滋賀県教育委員会事務局生涯学習課(〒520-8577　大津市京町四丁目1番1号)
TEL 077-528-4654　MAIL manabi-tsunagari@pref.shiga.lg.jp